

花と緑のふれあいセンター（仮称）広告掲載の取扱いについて

（趣旨）

- 1 本取扱いは、神奈川県立花と緑のふれあいセンター（仮称）（以下「ふれあいセンター」という。）の資産を活用して、PFI事業者（以下「事業者」という。）が広告を掲載する場合に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

- 2 この取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 広告媒体 次に規定するふれあいセンターの資産のうち広告の掲載が可能なものをいう。
 - ア ふれあいセンターが発行する印刷物
 - イ インターネット上に公開しているふれあいセンターのホームページ
 - ウ ふれあいセンターの施設、備品及び消耗品
 - (2) 掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

（広告の目的）

- 3 事業者は、広告の掲載で得た収入をふれあいセンターの事業を推進するために使用するものとする。

（広告の範囲）

- 4 掲載する広告は、品位を損なうおそれがなく、かつ、県民に不利益を与えないもので、次のいずれにも該当しないものに限るものとし、具体的な掲載の可否は別に定める掲載基準によるものとする。
 - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 政治性のあるもの
 - (4) 宗教性のあるもの
 - (5) 意見広告
 - (6) 名刺広告
 - (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - (8) その他、掲載する広告として適当でないとい県が認めるもの

（広告募集方法等）

- 5 事業者は、広告を募集するときは、県の承諾を得て、掲載する広告媒体、広告の規格及び掲載位置並びに広告の募集方法、掲載料及び選定方法を定め、これを公表しなければならない。

（広告掲載の優先順位）

- 6 同時期の募集に係る広告の掲載の順位は、原則として次によるものとする。
 - (1) 国、政府関係機関及び地方公共団体並びにこれらに類するものに係るもの
 - (2) 公共性の強い私企業に係るもの

(3) (1)及び(2)以外の者に係るもの

(広告内容等の変更)

7 県は、広告の内容、デザイン又はリンク先のホームページ内容等が4の掲載基準に抵触していると判断したときは、事業者に対し、広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告の掲載の中止)

8 県は、次の各号に該当するときは、事業者に対し、広告の掲載の中止を求めることができる。

(1) 広告主又は広告の内容、デザイン若しくはリンク先のホームページ内容等が4の掲載基準に抵触し、その状態が7によっても解消できないとき。

(2) その他広告の掲載が適当でないときと県が判断したとき。

(広告内容等の変更及び掲載の中止に係る掲載料等)

9 7又は8により生じる掲載料の還付その他の損害については、事業者が一切の責任を負うものとする。

(その他)

10 この取扱いの内容その他広告の掲載に関する事項について疑義が生じたときは、関係者協議会の協議又は県及び事業者による協議により決するものとする。